

中野区地域包括ケアシステム推進プランの主な成果と今後の方向性について

区と関係団体等で構成する中野区地域包括ケア推進会議が平成29年（2017年）3月に策定した「中野区地域包括ケアシステム推進プラン（以下「推進プラン」という。）」では、ステップ1としている平成30年度（2018年度）と計画期間最終年度である令和7年度（2025年度）の目標を定め、区と区内関係団体が一体となって取り組んでいるところである。

この度、ステップ1において定めた成果指標の達成状況の検証及び庁内関連部署、関係団体等のヒアリング等を通し、現時点での推進プランの主な成果とそれを受けた今後の方向性について取りまとめたので、報告する。

1 地域包括ケアシステムの基盤整備及びその成果

推進プラン策定に伴い、区及び関係団体は、地域ケア会議を中核とした連携体制の構築を進め、地域課題の対応策及び新たな取組の検討を重ね、具現化してきたところである。

推進プランでは、ステップ1を「高齢者が可能な限り住み続けられる地域づくりに向けた基盤整備」の期間としており、この間に構築された連携体制を中心とした地域包括ケアシステムの基盤を以下に示す。

(1) 地域ケア会議の開催

① 中野区地域包括ケア推進会議

中野区全域を対象として、推進プランの進行管理、関係団体の役割確認、事業化、施策化による課題解決策の普遍化や中野区版のルールづくりなど、区全体の課題を捉え、必要となる制度や仕組み等を検討・立案している。

【成果】

- ・多職種、異業種、区民団体間の顔の見える関係の構築、事業連携
- ・中野区地域包括ケアシステムの理念共有

<検討部会の設置>

推進プランに掲げる具体的な課題を検討するため、中野区地域包括ケア推進会議に以下の4つの検討部会を設置している。

ア 在宅医療介護連携部会

医療介護連携を推進する方策の具体化

【成果】

- ・ICTを活用した医療介護情報連携システムの活用開始
- ・在宅療養相談窓口の設置

- ・区民への啓発、理解促進（講演会実施、在宅療養ハンドブック改訂等）
- ・多職種向け研修の実施

イ 生活支援・介護予防・就労・健康づくり部会

介護予防事業の体系化及び高齢者による支えあいの仕組みづくり

【成果】

- ・介護予防リーフレット「元気で長生きのヒ・ケ・ツ」作成
- ・「総合事業のプログラム選択の目安」作成
- ・「生活支援サービスのあり方について」現状分析
- ・「生活支援サービス」パンフレット作成

ウ 認知症等対策部会

認知症の人を地域で支えるための仕組みづくり

【成果】

- ・認知症初期集中支援チーム事業の評価によるケース対応能力向上と連携体制の構築
- ・若年性認知症生活実態調査の報告、研修会の実施
- ・認知症予防講演会の実施
- ・オレンジカフェ、認知症サポートリーダー養成などの地域資源の養成と連携強化
- ・区民への正しい理解促進・関係機関の連携強化
(医療介護関係者のための認知症ガイドブック、認知症ケアパスの改訂)

エ 住まい・住まい方部会

高齢者向け住宅の整備・支援についての具体化

【成果】

- ・「中野区あんしんすまいパック」の創設
- ・居住支援協議会の設置検討

② すこやか地域ケア会議

アウトリーチチーム、地域包括支援センター、関係団体等が対応した困難事例に対する具体的解決策の検討、顔の見える関係を作る中での多職種と区民によるネットワーク構築、地域の課題の発見及び整理、地域資源の開発など、地域力の向上に向けた検討を行った。

【成果】

- ・不足している地域資源を各すこやか地域ケア会議にて抽出、地域包括ケア推進会議に提示（現在、各検討部会で検討中）
- ・直面している困難事例について、多職種で解決に向けた取り組みを検討、実施、検証を行う「PDCAサイクル」モデルを構築

（２）アウトリーチチームの設置

事務職、福祉職、医療職の区職員で構成し、区内15か所の区民活動センター単位で設置している。区職員が能動的に地域で活動し、広く情報収集を行う中で、支援の必要性はあるが何らかの理由により支援に結びついていない人、制度のすき間にいる人を発見し、関係機関、地域団体や民間企業等のあらゆる地域資源と連携・協働して問題解決を目指している。

アウトリーチ活動の強化のためには、体系的かつ継続的な体制や人材育成が不可欠である。こうしたことから、アウトリーチ支援ハンドブック作成、事例発表会開催等により、課題解決策等の共有、関係職員の連携強化、活動のレベルアップに取り組んでいる。

【役割】

- ① 潜在的な要支援者発見、継続的な見守り
多職種連携により要支援者に寄り添うかたちで継続した支援や見守りを行う。
- ② 地域資源の発見
地域における社会資源の情報を収集し地域の強みや弱み等、地域の特性を知る。
- ③ 既存の住民主体団体の活動支援
団体の活動支援とともに、要支援者の発見、見守りを連携して行う。
- ④ 地域の医療、介護、地域団体等のネットワークづくり
日頃より顔の見える関係を築くことで、スムーズな連携、支援を可能にする。
- ⑤ 区が求める地域包括ケアシステムの姿の共有
地域全体で地域包括ケアシステムの姿が共有できるよう努める。
- ⑥ 新しい住民主体活動の立ち上げ支援
新たな担い手に対し、立ち上げ準備段階より支援する。
- ⑦ 地域資源への結びつけ
要支援者等を適切な地域資源につなぎ、継続した見守りを行う。

（３）介護予防・日常生活支援総合事業の開始

予防給付のうち訪問介護と通所介護を総合事業に移行し、利用手続きが簡素化されたことを背景に、従来の介護サービス事業所によるサービスに加え、区から区民団体への委託等による住民主体サービスのよう、多様な主体による取組を進めている。

① 介護予防・生活支援サービス事業

要支援や事業対象者に対するサービスとして、専門職による短期間に改善を目指す短期集中予防サービスとともに、身近な地域による助け合いの取組として、高齢者会館におけるミニデイなどの充実を図っている。

② 一般介護予防事業

65歳以上の高齢者だれでも参加できる事業を、介護予防の拠点施設である高齢者会館を中心に展開している。

その例として、カラオケ体操は、高齢者会館のほか一部の区民活動センター等で年間を通して実施している。また、誰もが気軽に運動に取り組めるよう、予約なしで自由に参加できる体操（大学や事業者とともに制作した、区歌に合わせた「なかの元気アップ体操」）の場として、区内6か所の民間施設において、「なかの元気アップ体操ひろば」を開催している。

(4) 在宅医療・介護連携（在宅療養）の推進

区内の在宅医療と介護に関わる多職種が連携を図り、在宅療養を必要とする区民が安心して生活できるよう、医療・介護関係者の連携体制の構築を進めている。

① 在宅療養相談窓口の設置

専門の相談員が必要な情報提供を行っている。区民だけでなく、医療・介護関係者からの相談も受け付けている。

② 在宅医療介護情報連携システム（なかのメディ・ケアネット）の活用開始

ICTを利用し、即時かつ正確な情報共有ができるシステムを導入した。平成30年（2018年）年に導入後、運用テストを行い、令和元年（2019年）より本格活用が始まっている。

(5) 認知症対策の推進

認知症を早期に発見し、適切な介護や医療サービスを提供するとともに、認知症があっても安心して在宅で過ごせる「認知症にやさしい地域づくり」を目指している。

① 認知症初期集中支援チーム設置、多職種の対応力・連携強化

地域包括支援センターが把握した認知症が疑われるケースや困難ケースを区職員、地域包括支援センター職員が訪問調査し、認知症アドバイザー医及び専門医によるチーム員会議で必要に応じ医療や介護サービス、成年後見制度の導入等を検討し、解決を目指している。また、区及び関係団体においても、多職種連携促進のための研修等が行われている。

② 認知症理解のための普及・啓発

区民・企業・学校・関係団体（商店街、金融、医薬、介護関係）等にも、講師を務

められる認知症サポートリーダーが増加しており、認知症の理解を深め、安心して暮らせるまちづくりを目指した認知症サポーター養成講座を、地域の様々な主体が実施し、区内の認知症サポーターは増加している。

区民、NPO法人、介護事業所、福祉施設、医療機関等の様々な主体が運営するオレンジカフェの数は増加している。また、オレンジカフェ連絡会等により認知症の人と区民が共に参加する事業が実施されるようになる等、認知症に関する区民の理解は深まりつつある。

2 全体的な評価

(1) 全体指標の改善傾向

推進プラン全体の指標の1つである健康寿命は延伸しており、推進プランの1つのテーマともいえる高齢者が健康にいきいきと生活している割合は増加していると推測される。

また、もう1つの全体指標である「長期療養が必要になったとき、自宅で過ごしたい人」の割合に大きな変化は見られないが、実際に日常的に介護を行っている区民に限定すれば、増加の傾向が見られる。

課題、見直すべき取組も未だに多いところであるが、推進プランに定めた区及び関係団体の取組は、一定の成果があったと評価している。

(2) 顔の見える多職種連携の強化

定期的な地域ケア会議や様々な多職種連携研修などの増加により、区や医療・介護関係者をはじめとした地域の担い手同士が、顔の見える関係を構築してきた結果、効率的・効果的に連携し、新たな取組を具現化していくための基盤が整備されつつある。

(3) 訪問・伴走型支援の増加

アウトリーチチームや認知症初期集中支援チームなど、区や関係団体の多職種が要支援者の具体的なSOSを待つことなく、要支援者のもとへ赴き、適切な支援をコーディネートする取組が増加している。

(4) 担い手の多様化

住民主体サービス等により創出されてきた気軽に参加できる場やオレンジカフェのように、区民や区内の団体が協働して、地域資源の担い手となっている例が増加している。

3 課題・見直しの方向性

(1) 地域包括ケアシステムについての周知、広報の充実

区及び関係団体も様々な機会において、推進プランをはじめとする地域包括ケアシステムに関する周知、広報を行っているところではあるが、医療・介護・福祉等の関係者

以外の一般区民の認知度をさらに高めていく取組が必要である。

また、様々な連携によって具現化されてきた新たな取組やその有用性に関する周知、広報も強化、充実していく必要がある。

(2) 関係団体等がそれぞれの強みを生かし、また補い合うような協働のさらなる推進

地域のネットワークが強化され、関係者間の連携により新たな取組が生まれているが、区内でも地域差があるのが実態である。区が区内の多様な地域資源のコーディネーターとなって、適切な支援・サービスにつなげていく仕組みを強固なものとしていく必要がある。

協働をさらに推進するためには、各関係者が、地域のニーズの変化に合わせて自身の役割を認識して、その強みを生かした連携をしていくことが重要である。

(3) 地域包括ケアシステムの理念を共有し、連携して取り組む人材確保・育成

地域ケア会議等の連携の仕組みは構築されているものの、推進プランを始めとした地域包括ケアシステムの意義や取組が、各関係団体における担い手の一人ひとりまでには、周知、共有しきれていない。各関係者や区民が、中野区における地域包括ケアシステムの一翼を担っているという意識を共有することによって担い手や新たな担い手となる区民等の動機付け、意欲向上につなげていく必要がある。

また、従来からの行政・医療・介護・福祉サービスの担い手、受け手という意識が固定化されていることが少なくない。推進プランに掲げている「支える側、支えられる側という垣根のない、全員参加型社会の実現」のためには、双方の意識の変革も必要である。

(4) 「制度のすき間」問題など、新たな課題への対応

近年の社会構造の変化などにより、既存の制度の枠組みでは対処できない課題がある。必要なサービスの枠組みは、区が中心となって、常に追求していく必要がある。

また、区及び関係団体間の連携した取組は進んでいるが、個人情報保護の観点や制度の枠組み等が連携に対する制約となる場合がある。これらを、十分に考慮したうえで、地域社会全体でセーフティネットを形成していかなければならない。

(5) 成果指標の見直しや新たな設定

推進プランの成果指標の中には、継続的に測れないものやそれぞれの取組との関係性が測れないものがある。今後の調査、実態把握の結果や、国の医療・介護情報活用の検討、新しい基本計画の検討を受けて、施策と目標が結びついた、より適切な指標を検討していく必要がある。

4 総合的な地域づくり施策としての発展

推進プランにおいては、自助、互助、共助、公助の考え方を踏まえ、地域包括ケアシステムの8つの構成要素を柱として、取組を進めてきたところであるが、現状では、地域福祉・医療・介護施策の充実という「ソフト面」の領域を出ていない部分がある。主に「住まい・住まい方」に掲げているとおり、「住まい」は、住み慣れた地域に安心して住み続けるうえでの土台というべきものであり、より快適な「住まい方」を考慮するうえで、都市基盤や交通環境の整備は重要なものである。このような「ハード面」の領域も、より地域包括ケアの観点で、取組を進めていく必要がある。

また、地域包括ケアにもとづく施策・取組が、受け手となる区民のニーズに即した形となるよう開発・改廃を絶えず行っていく必要があるが、人口構成が変化していくなかで、その質、量を確保していくためには、担い手の確保・育成も喫緊の課題である。

以上のことから、地域包括ケアシステムの構築は、福祉・医療・介護施策の一環としてだけでなく、「総合的な地域づくり」の取組として、区・区民・区内関係団体等が、一体となって、更に推進していく必要がある。